

公布された規則のあらまし

佐賀県衛生薬業センター管理規則の一部を改正する規則（規則第 49 号）

- 1 佐賀県衛生薬業センターの食品化学課及び環境衛生課を統合し、理化学課を置くことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第 2 条及び第 3 条関係）
- 2 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県農業技術防除センター管理規則の一部を改正する規則（規則第 50 号）

- 1 病害虫防除部に係長を置くことができることとした。（第 4 条関係）
- 2 係長は、上司の命を受けて、病害虫防除部の事務の一部を処理することとした。（第 5 条関係）
- 3 部長及び係長のうち所長が指名する者は、上司の命を受けて、農業技術防除センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理することとした。（第 5 条関係）
- 4 係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができることとした。（第 7 条関係）
- 5 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 51 号）

- 1 収支等命令者は、あらかじめ証紙の消印を行う職員を指定することとした。（第 6 条関係）
- 2 1 により指定を受けた職員は、納付された証紙が有効なものであり、かつ、納付額が正当なものであるときは、願書等を受理し、速やかに、証紙の消印を押すとともに、証紙徴収整理簿に記入しなければならないこととした。（第 6 条関係）
- 3 売りさばき手数料の算定方法を改めることとした。（第 14 条関係）
- 4 佐賀県児童福祉法施行条例ほか 6 条例の題名が改められたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。（別表関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1 及び 2 については平成 26 年 4 月 1 日から、4 の一部については同年 6 月 1 日から施行することとした。

佐賀県財務規則の一部を改正する規則（規則第 52 号）

- 1 支出負担行為の会計管理者への協議を廃止し、支出負担行為をしたときは、会計管理者の確認基準に定めるところにより会計管理者の確認を受けなければならないこととした。（第 56 条、第 57 条、別表第 1 関係）
- 2 事前承認を受けなければならない随意契約の予定価格の額を改めることとした。（第 100 条関係）
- 3 契約金額が 100 万円を超えない物品売払いの契約を行うときは、契約書の作成を省略することができることとした。（第 114 条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。